

子家発 0704 第 1 号

令和元年 7 月 4 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公 印 省 略）

要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について

虐待を受けている子どもをはじめ、要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）においては、関係機関で子どもとその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応していくこととしている。

今般、厚生労働省では、要対協を対象として、「ヤングケアラー」と呼ばれる子どもたちをどのように捉えているかなど、その実態について調査を実施したところである。（「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業。以下「実態調査」という。））

本実態調査の結果、ヤングケアラーの概念を認識している要対協は 3 割弱にとどまっており、ヤングケアラーの概念を認識している要対協であっても、当該子どもの生活実態を把握しているのは半数程度であった。

については、本実態調査の結果を踏まえ、要対協においてヤングケアラーの概念について認識をいただくとともに、関係機関によりヤングケアラーに対する支援が行われるよう、下記について適切な対応を図られるようお願いする。

都道府県にあつては、管内市区町村（指定都市・中核市を除く。）に対して周知していただくよう併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

1. ヤングケアラーの概念について

実態調査では、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」と定義されている。

実態調査では、ヤングケアラーの4割以上が、1日平均5時間以上、介護や世話を行っており、また、ヤングケアラーの3割以上が学校にあまり行けていない（休みがち）といった状況にある。

子どもの中には、こうした家族の介護等が必要なことにより、子どもの健やかな成長や生活への影響からネグレクトや心理的虐待に至っている場合があることを認識する必要がある。

なお、今年度の厚生労働省の調査研究事業において、こうした子どもや家族を適切に把握するためのアセスメントツールの開発について研究を実施する予定であるので、併せてお知らせする。

2. 要対協に求められる役割について

1. のヤングケアラーの概念について、要対協調整機関は、構成機関に対して周知し、実態把握に努めるとともに、要対協に登録されている子どもや、新規に登録を検討する際や、その支援方針を検討する際には、ヤングケアラーではないかという観点から家族の要介護者等の有無やその支援の状況、子どもの学校の出欠状況など家族全体の状況を共有してアセスメントすることが重要である。

実態調査によれば、特に子どもは、自分自身がヤングケアラーであると認識していることが少なく、学校からの情報を契機として要対協にケース登録される割合が高いといった結果に留意の上、学校・教育委員会との情報共有に努められたい。

また、支援方針を策定する上で、家族に要介護者等がいる場合には、その介護・世話等の実態を踏まえた上で、養育支援訪問事業による家事援助や介護保険サービス、障害福祉サービスなど適切な支援につなげていこう留意するとともに、高齢者福祉、障害者福祉部局などの関係部署との連携を図られたい。

（参照URL）ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2019/04/koukai_190426_14.pdf